

## 緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業実施に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に規定する森林環境譲与税を財源とする事業を実施するにあたり、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号。以下「条例」という。）第14条に規定する緑地の育成等の推進のため、市及び土地所有者等が協働して実施する事業について必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地の保存区域等 条例第4条の定めにより指定した区域をいう。
- (2) 土地所有者等 土地の所有者又は管理者をいう。
- (3) 私有林整備事業 緑地の保存区域等において森林環境譲与税を財源として、市が本要綱に基づき私有林内で実施する事業をいう。

### (事業の内容)

第3条 前条第3号に定める私有林整備事業の内容は、別表1に掲げるものとする。

- 2 前項の事業は、土地所有者等の要望により実施するものとする。
- 3 事業実施にあたっては、林野庁補助事業、治山事業及び県民緑税事業などの適用を優先的に考慮し、特に定めのない限り、概ね2,000㎡以上もしくは森林アクセス維持改善事業の場合は、延長200m以上を基準とする。

### (事業の制限)

第4条 他の補助制度による助成を受けて実施する事業については、本要綱に基づく私有林整備事業の対象としないものとする。

- 2 前条第1項の事業のうち、営利を目的とする事業及び市長が実施する必要がないと認める事業を除くものとする。

### (要望書の提出)

第5条 土地所有者等が、第3条第2項に定める要望を行う場合は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業実施 要望書（様式第1号）
- (2) 位置図
- (3) 平面図
- (4) 土地所有者の同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事業内容の確認)

第6条 市長は、前条の要望に基づき、現地調査及び土地所有者等と協議を行い、次に掲げる書類をもって要望者に事業の内容を確認するものとする。

- (1) 緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業 確認書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(事業の決定)

第7条 前条の確認の結果に基づき、市長は、第3条に定める事業の実施を、予算の範囲内で決定することができるものとする。

(事業の変更もしくは廃止)

第8条 土地所有者等は、対象事業の変更もしくは廃止を希望するときは、速やかに緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業 変更・廃止要望書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(土地所有者等の変更)

第9条 土地所有者等は、土地所有者等の変更を行う場合、緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業 土地所有者等変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(保全管理協定書の締結)

第10条 事業完了後、市及び土地所有者等は、緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業に関する保全管理協定書(様式第5号)を締結するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

事業区分	整備内容	
森林再生事業	人工林の整備	森林所有者が管理できない人工林の間伐または広葉樹林化を推進する。
	外来樹木優占林や被害地の整備	外来樹木の優占林，竹林，病害虫の発生による被害林，災害による崩壊箇所などの森林再生を図る。
	渓谷沿いの森林整備	災害防止関連の指定区域の上流域など，防災上重要性の高い渓谷周辺を対象として，災害抑制機能を高めるための間伐や，流木となるおそれのある倒木及び枯死木等の処理（溪流沿いからの搬出を含む）を推進する。
	施設・人家沿い斜面の森林整備	施設や人家に危害を与えるおそれのある斜面の森林を対象として，大径木化した森林の伐採や，伐採後に低林または低木林として維持するための施業を行う。 ※六甲山上区域においては，2条森林 <sup>※1</sup> についても対象とする。
	農地沿いの森林整備（みどりの聖域内）	農地への日照阻害や獣害を防止するため，農地に面した森林を帯状に伐採する。また，密生した竹の密度管理や，周辺樹林へ拡大した竹の除伐等を行う。
森林整備フォローアップ事業	過年度整備箇所の再整備	過年度の県民緑税を活用した森林整備による効果を維持するための除伐または間伐を行う。 ※調査のみ行い森林整備ができていない箇所も，対象に含む。
森林アクセス維持改善事業	管理道（搬出路）の作設・復旧	所有者による森林管理を促すために，管理道が未整備の場所を対象とした管理道の作設や災害により破損した管理道の復旧を行う。
	管理道兼ハイキング道の整備	私有林を通過するハイキング道及びハイキング道沿いの森林を整備する。
	ベンチ，案内標識など	上記に付随するベンチ，案内標識，さくなどを設置する。
その他	簡易防災施設の整備	上記に付随して必要な「伐採木を活用した土留工」，「簡易防災施設（柵工，筋工等）」，「簡易流木止め施設」，「流路工」等を整備する。

※1 森林法第2条の規定に基づく森林

様式1号(第5条関係)

年 月 日

神戸市長 宛

要望者 住所

氏名  
(代表者)

緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業実施  
要望書

記

1. 対象となる土地

(1) 所在地

(2) 位置図(縮尺10,000分の1から25,000分の1)

別図のとおり

(3) 平面図(縮尺1,000分の1から5,000分の1)

別図のとおり

2. 土地所有者の同意(もしくはその見込み)

※該当する項目に○印を記載

( ) 要望者が土地所有者

( ) 土地所有者すべての同意はとれている。

( ) 土地所有者の同意はとれる見込みです。

3. 希望する整備内容

4. 添付図書

対象となる土地の過去の森林整備の概要、森林整備の計画に関する資料等

5. 土地の使用等について

要望に関する調査及び工事施工について、土地の使用料は無償とします。

調査における支障木の伐採、必要な地形の改変については、異議を申し立てません。

様式第2号(第6条関係)

緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業 確認書

緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業実施に関する要綱に基づき、  
年 月 日付けで神戸市に対して要望した事項に関し、以下のとおり確認しました。

記

1. 要望箇所の調査概要

① 過去の森林整備など (別表1)

② 森林整備の計画について (別表2)

2. 事業の実施について

① 当該年度に実施する事業

事業名	面積・延長など	備考・説明(実施予定時期など)

② 当該年度に調査を行う事業、国または県に要望する事業について

事業名	面積・延長など	備考・説明(実施予定時期など)

※ 国・県の事業可能性がある場合は、その旨、明記すること

③ 次年度以降に検討する事業

※ 詳細については、実施する年度ごとに協議します。

④ その他(適用できる事業がない等)

4. 発生木材の活用について

5. その他

① 工事施工のため、土地使用料は無償とします。

- ② 土地所有者等は、工事施工のため、必要な地形の改変については、異議を申し立てないものとします。
- ③ 土地所有者等は、対象事業の変更もしくは廃止を希望するときは、速やかに変更・廃止 要望書（様式第3号）を提出するものとします。
- ④ 土地所有者の変更があった場合、本要綱にもとづく事業はそのまま承継されるものとし、土地所有者等変更届（様式第4号）を市長に提出するものとします。
- ⑤ 事業終了後、保全管理協定書（様式第5号）の締結を行います。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市長

住所

氏名  
(土地所有者等)

【要望箇所の調査概要】

別表1（過去の森林整備など）

事業名	面積	備考・説明
林野庁補助事業		
治山事業		
県民緑税事業		
里山防災林整備		
都市山防災林整備		
住民参画型森林整備		
その他		
その他		

別表2（森林整備の計画）

事業名	面積	備考・説明（実施時期など）
林野庁補助事業		
治山事業		
県民緑税事業		
里山防災林整備		
都市山防災林整備		
住民参画型森林整備		
その他		
森林再生事業		
人工林		
広葉樹林（里山林）		
溪谷沿い		
施設・人家沿い		
農地沿い		
森林整備フォローアップ		
人工林		
広葉樹林（里山林）		
森林アクセス維持改善事業		
管理道		
管理歩道		
その他		

神戸市長 宛

住所

氏名  
(代表者)

緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業  
変更・廃止 要望書

記

年 月 日付け緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業 確認書により、実施予定を示された下記事業について、「緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業実施に関する要綱」第8条に基づき、変更・廃止を要望いたします。

1. 変更・廃止を要望する事業

事業名	面積	備考・説明（実施予定時期など）

2. 変更・廃止を要望する理由

3. その他

変更・廃止 願い前に完了していた内容等については、要綱に基づく維持管理は行います。  
変更・廃止にともなう損失は、神戸市に請求いたしません。

神戸市長 宛

住所

氏名  
(代表者)

緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業  
土地所有者等変更届

記

年 月 日付け緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業実施 確認書により実施予定を示された下記事業について、「緑地の保全育成、及び市民利用を図るための私有林整備事業実施に関する要綱」第9条に基づき、届け出ます。

1. 新土地所有者または管理者

氏名	住所	備考・説明
代表者		

2. 対象事業

事業名	面積	備考・説明(実施予定時期など)

3. 所有者変更を示す書類(登記簿など)

4. 変更年月日

様式第5号(第10条関係)

緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業による保全管理協定書

神戸市（以下「甲」という。）、  
（以下「乙」という。）の間に、緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業（以下「事業」という。）を実施した土地の保全管理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この保全管理協定は、  
年度に実施した「緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業実施に関する要綱」による事業地の保全管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象事業地）

第2条 対象となる事業地は次のとおりとする。

- 1 所在地
- 2 面積
- 3 簡易防災施設（以下「防災施設」という。）<sup>1</sup> 事業において設置した簡易防災施設の位置及び構造は、別添図書のとおりとする<sup>2</sup>

（協定期間）

第3条 協定期間は、  
年 月 日から 年 月 日の10年間とする。

- 2 甲、乙は、協定期間満了後も引き続き協定を締結しようとするときは、協定期間満了までに、甲乙協議の上、改めて所要の手続きを取るものとする。

（行為の制限）

第4条 乙は、この協定期間中は、事業地において、土地の形質の変更や皆伐作業など、森林の公益的機能の高度発揮に支障を及ぼす行為を行わないものとする。

- 2 ただしやむを得ない事由により前項の行為を行う場合は、あらかじめ甲と協議の上、承認を得なければならない。

（権利の譲渡）

第5条 乙は、第2条の事業地の全部又は一部（地上権を含む。）を譲渡しようとする場合は、この協定に定められた内容を継承させなければならない。

- 2 乙は、所有権を第三者に譲渡した場合、甲に通知しなければならない。

---

<sup>1</sup> 流路工や簡易土留めなどをさす。

<sup>2</sup> 必要な場合に加える。管理道の本体は含まない。（大きな構造物が出てくる時は、個別に判断する）

(事業実施後の管理)

第6条 乙は、事業実施後の事業地について、森林の保育および防災施設の適正管理に努めるものとする。

2 前項に関わらず、施設に関する甲と事業実施業者との間の契約に基づく瑕疵担保期間（ 年 月 日まで）に当該箇所の築造工事に起因する破損等が認められた場合は、甲がその責任を負う。<sup>3</sup>

3 乙は、防災施設の形状変更する場合は、あらかじめ甲と協議の上、承認を得なければならない。<sup>4</sup>

5 天災等により、当該箇所の管理上、緊急を要する措置が必要な場合、前項は適用しない。<sup>5</sup>

(協議の決定)

第7条 本協定に疑義があるとき又は定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市長

乙

---

<sup>3</sup> 必要な場合に加える。

<sup>4</sup> 簡易防災施設整備の時

<sup>5</sup> 簡易防災施設整備の時